



青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ

実行委員会

第5回宿泊専門委員会



青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ

2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って

令和5年11月29日（水）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

第5回宿泊専門委員会 資料目次

- 次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 委員等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 説明・報告事項
 - (1) 第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
 - (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置・・・・・・・・ P 5
 - (3) 第80回国民スポーツ大会の準備経過・・・・・・・・ P 8
 - (4) 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項・・・・・・・・ P 11
 - (5) 弁当調製施設文書調査（令和4年度実施）結果報告・・・・・・・・ P 12
 - (6) 宿泊業務スケジュールの変更・・・・・・・・ P 15
 - (7) 視察概要（R5燃ゆる感動かごしま国体）・・・・・・・・ P 18
- 審議事項
 - (1) 青の煌めきあおもり国スポ 合同配宿方針（案）・・・・・・・・ P 24
 - (2) 青の煌めきあおもり国スポ 宿泊料金（案）・・・・・・・・ P 35
- 参考資料
 - (1) 第80回国民スポーツ大会宿泊基本方針・・・・・・・・ P 41
 - (2) 第80回国民スポーツ大会宿泊基本計画・・・・・・・・ P 42
 - (3) 第80回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要綱・・・・・・・・ P 44

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 第5回宿泊専門委員会 次第

日時：令和5年11月29日（水）

10：30～11：30

場所：青森県庁 東棟5階 中会議室

1 開会

2 委員等の変更

3 説明・報告事項

- (1) 第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期の決定
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置
- (3) 第80回国民スポーツ大会の準備経過
- (4) 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項
- (5) 弁当調製施設文書調査（令和4年度実施）結果報告
- (6) 宿泊業務スケジュールの変更
- (7) 視察概要（R5燃ゆる感動かごしま国体）

4 審議事項

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ 合同配宿方針（案）
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ 宿泊料金（案）

5 閉会

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
宿泊専門委員会 委員名簿**

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
宿泊・観光 関係	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	◎ 福士 圭介
	公益社団法人青森県観光国際交流機構 専務理事	秋田 佳紀
	一般社団法人日本旅行業協会東北支部 青森地区委員会 委員長	檜垣 克己
	一般社団法人青森県旅行業協会 会長	片野 治
食品・衛生 関係	公益社団法人青森県栄養士会 会長	○ 齋藤 長徳
	一般社団法人青森県食品衛生協会 会長	畑中 和紀
	一般社団法人青森県調理師会 会長	浪内 通
体育・スポーツ 関係	公益財団法人青森県スポーツ協会 スポーツ振興課長（事務局次長）	蛭名 友実
県関係	健康福祉部保健衛生課 課長	田中 純
	農林水産部総合販売戦略課 課長	藤森 洋貴
	観光国際戦略局観光企画課 課長	工藤 泰正

◎委員長、○副委員長
(順不同、敬称略)

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
宿泊専門委員会委員の変更**

第5回宿泊専門委員会（令和4年9月2日）以降における委員の変更については、下記のとおりである。

（順不同、敬略称）

分野	機関・団体名及び役職名	新任者	旧任者	変更年月日
宿泊・観光 関係	一般社団法人日本旅行業協会東北支部 青森地区委員会 委員長	檜垣 克己	園田 達弘	令和5年11月16日
体育・スポーツ 関係	公益財団法人青森県スポーツ協会 スポーツ振興課長（事務局次長）	蛸名 友実	鈴木 学	令和5年4月1日
県関係	健康福祉部保健衛生課 課長	田中 純	磯嶋 隆	同上
	観光国際戦略局観光企画課 課長	工藤 泰正	境谷 孝司	同上

※畑中 和紀委員については、青森県食品衛生協会の役員改選により役職が会長に変更。

第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期の決定について

令和5年7月20日(木)に開催された(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び第80回国民スポーツ大会の会期が決定した。

また、令和5年9月20日には、第25回全国障害者スポーツ大会の会期についても決定した。

○第80回国民スポーツ大会

開催地：青森県

会 期：令和8年10月10日(土)～10月20日(火)

○第25回全国障害者スポーツ大会

開催地：青森県

会 期：令和8年10月23日(金)～10月26日(月)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置について

1 趣旨

令和5年7月20日に（公財）日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の本県での開催が正式決定したことから、同協会が定める国民体育大会開催基準要項の規定に基づき、開催県として「実行委員会」を令和5年8月31日に設置したところである。

なお、第25回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の本県での開催も正式決定したことから、国スポ及び障スポの開催準備、運営を一体的に推進していくこととしている。

○国民体育大会開催基準要項

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

2 実行委員会の概要

(1) 名称

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（令和5年8月31日設置）

(2) 組織

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会（以下「国スポ準備委員会」という。）の総会、常任委員会、各専門委員会を引き継ぐとともに、「全国障害者スポーツ大会専門委員会」を新たに設置した。

(3) 委員構成

国スポ準備委員会委員に以下の団体等の代表者を追加し（国スポ準備委員会委員が所属する団体と重複する団体は除く。）、計345名とした。

- ・第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会委員（11名）
- ・国スポデモンストレーションスポーツ競技関係機関及び団体（30名）

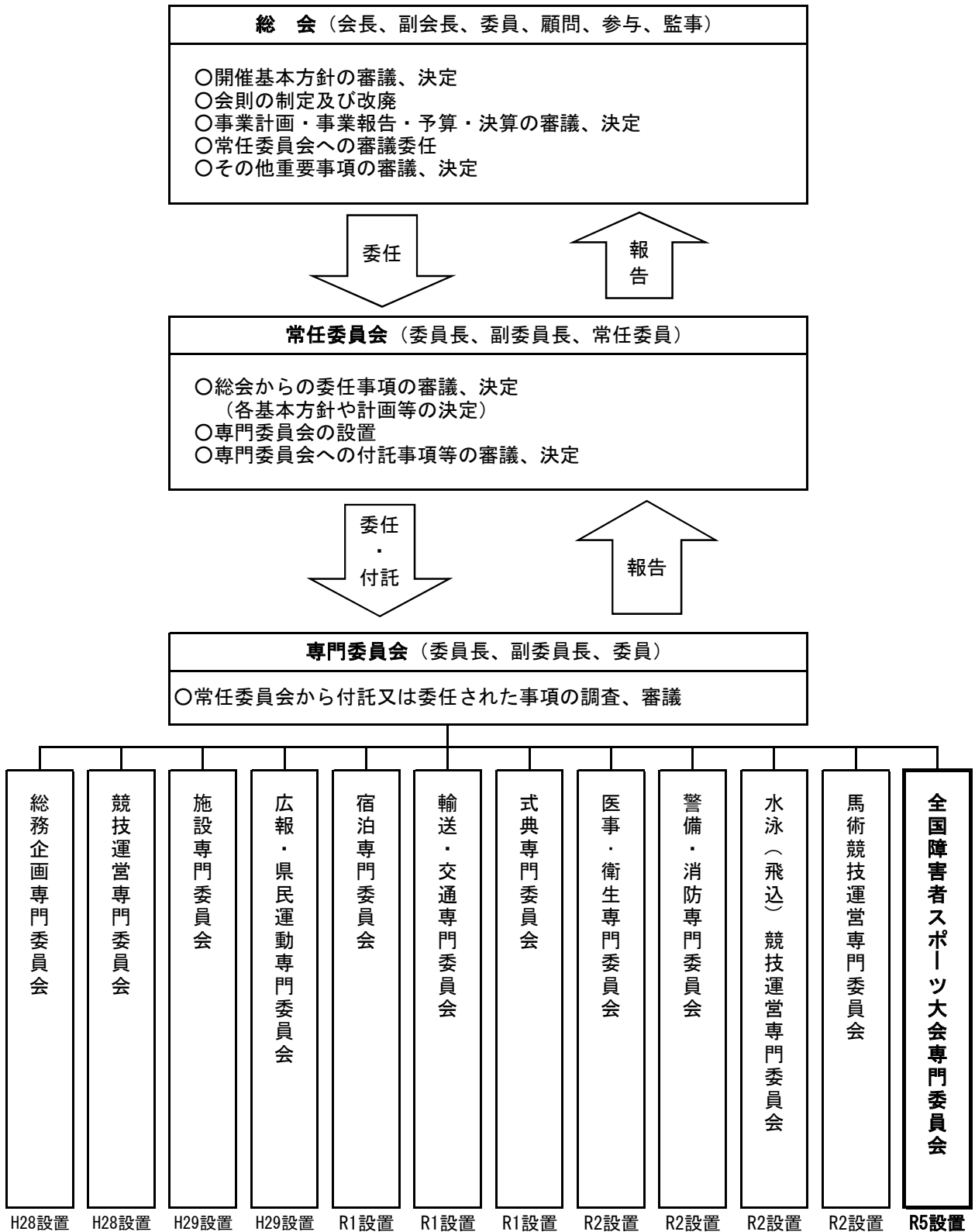
3 会則等の改正

組織名称を変更するとともに、第80回国民スポーツ大会冬季大会及び第25回全国障害者スポーツ大会に関する事項を追加するため、国スポ準備委員会会則を改正した。

また、国スポ準備委員会でこれまでに決定された方針、計画及び関係諸規定等については、「第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会」とあるものは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える旨を附則で規定し、実行委員会へ引き継ぐこととした。

【参考】

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 組織構成図



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 新規委員

NO	実行委員会役職	区分	所属機関・団体・役職名	氏名
1	副会長	副会長	(一財) 青森県身体障害者福祉協会会長	東山 国男
2	常任委員	常任委員	(一社) 青森県手をつなぐ育成会理事長	小関 幸一
3	常任委員	常任委員	青森県特別支援学校校長会会長	柿崎 朗
4	委員	スポーツ	(特非) 青森県障害者スポーツ指導員会会長	福沢 和彦
5	委員	スポーツ	青森県障害者フライングディスク協会会長	齊藤 誠
6	委員	スポーツ	青森県車椅子バスケットボール連盟会長	花田 栄介
7	委員	スポーツ	青森県ボッチャ協会理事長	福沢 和彦
8	委員	学校	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会会長	須藤 佳代子
9	委員	医療・福祉	(一社) 青森県視覚障害者福祉会会長	佐々木 秀勝
10	委員	医療・福祉	(一社) 青森県ろうあ協会会長	小沢 千枝子
11	委員	医療・福祉	青森県精神保健福祉協会会長	田崎 博一
12	委員	スポーツ	(一社) 青森県レクリエーション協会会長	杉本 康雄
13	委員	スポーツ	青森県カーリング協会会長	佐藤 健一
14	委員	スポーツ	青森県ソフトバレーボール連盟会長代行	山中 智
15	委員	スポーツ	東通村ソフトバレーボールクラブ会長	畑中 将人
16	委員	スポーツ	青森県ターゲット・バードゴルフ協会会長	山谷 清文
17	委員	スポーツ	青森県ドッジボール協会会長	奥瀬 金蔵
18	委員	スポーツ	青森県ユニバーサルホッケー協会会長	関 良
19	委員	スポーツ	青森県ラージボール卓球協会会長	菊地 均
20	委員	スポーツ	青森県ダンススポーツ連盟会長	片桐 圭司
21	委員	スポーツ	青森マスターズ陸上競技連盟会長	我満 正広
22	委員	スポーツ	青森県ビリヤード協会会長	奥崎 誠
23	委員	スポーツ	青森県パークゴルフ協会連合会会長	太田 薫
24	委員	スポーツ	青森県フライングディスク協会会長	白川 直人
25	委員	スポーツ	青森県インディアカ協会会長	白川 直人
26	委員	スポーツ	よもっと元気スポーツクラブ会長	中川 めぐみ
27	委員	スポーツ	青森県ペタンク協会会長	鶴谷 敏勝
28	委員	スポーツ	青森県スポーツウエルネス吹矢協会会長	野呂 清
29	委員	スポーツ	青森県ハング・パラグライディング連盟理事長	古川 正司
30	委員	スポーツ	青森県オリエンテーリング協会会長	久道 達夫
31	委員	スポーツ	青森県ユニカール協会会長	工藤 勝美
32	委員	スポーツ	鶴田町スポーツ協会会長	瓜田 稔
33	委員	スポーツ	中泊町ビーチサッカーフェスタ実行委員会実行委員長	川山 光則
34	委員	スポーツ	菜の花フェスティバル実行委員会実行委員長	千葉 満
35	委員	スポーツ	スポネットたっこ会長	尾形 憲男
36	委員	スポーツ	青森県スポーツチャンバラ協会会長	吉田 健志
37	委員	スポーツ	日本ファイン・ボール協会会長	檜山 忠
38	委員	スポーツ	(特非) 青森県空道協会理事長	寺沢 純悦
39	委員	スポーツ	(特非) 青森県ウオーキング協会会長	中嶋 與志久
40	委員	スポーツ	青森県フロアボール連盟会長	上野 正宣
41	委員	スポーツ	新郷村グラウンド・ゴルフ協会会長	小笠原 敏彦

第 80 回 国民スポーツ大会 準備経過

(令和4年9月2日以降)

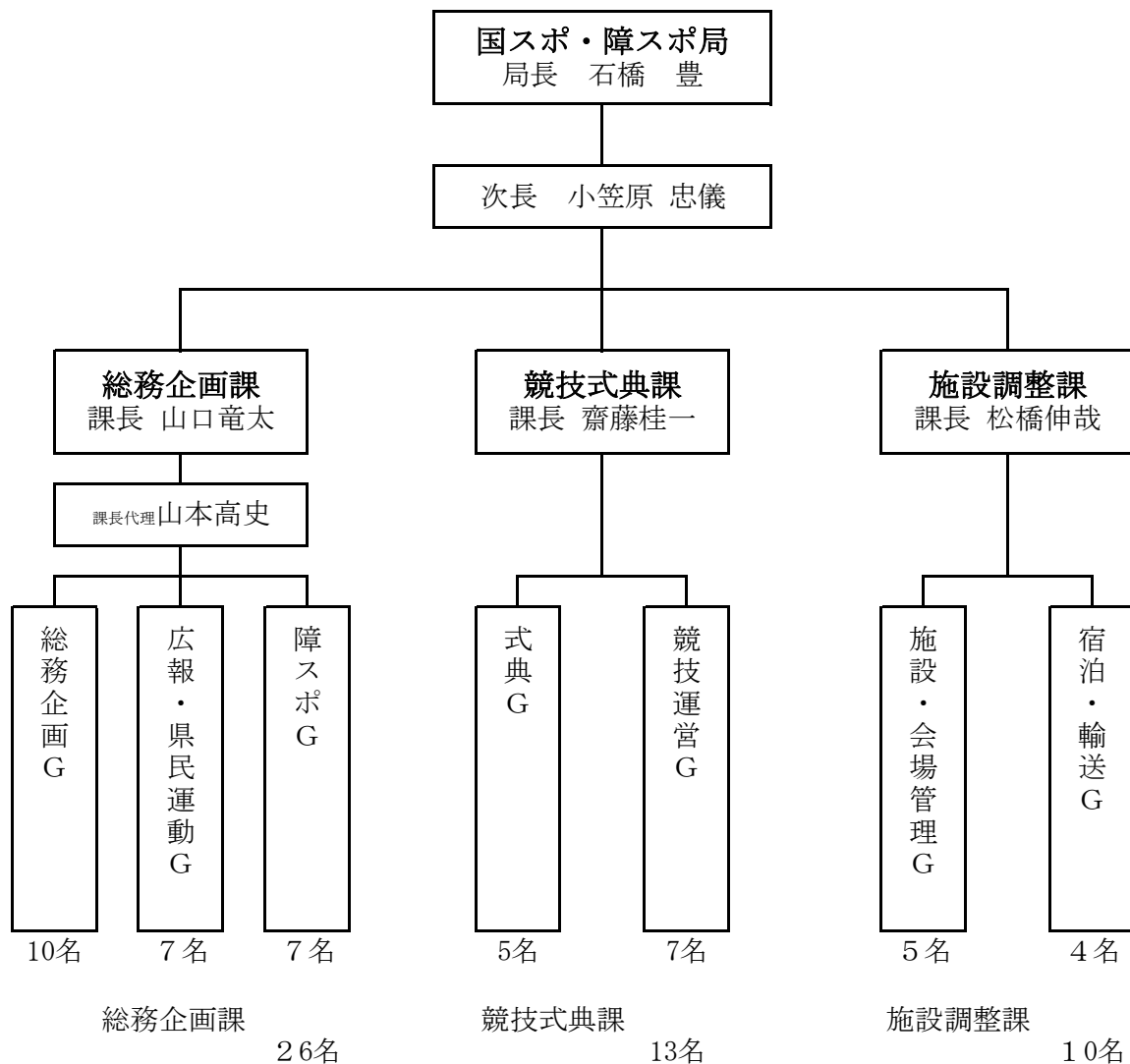
年 月 日	内 容
令和4年 9月 2日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回宿泊専門委員会を開催
9月16日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回施設専門委員会を開催
9月16日	第80回国民スポーツ大会第5回市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
10月 7日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第10回広報・県民運動専門委員会を開催（書面開催）
10月13日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回医事・衛生専門委員会を開催
11月 7日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回総務企画専門委員会を開催
11月10日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回馬術競技運営専門委員会を開催
11月14日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回競技運営専門委員会を開催（書面決議）
12月 1日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回水泳（飛込）競技運営専門委員会を開催（書面開催）
12月21日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回常任委員会を開催
令和5年 1月11日	第80回国民スポーツ大会第6回市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
1月13日	第80回国民スポーツ大会第6回会場市町村担当者会議・第5回競技団体担当者会議を開催（オンライン開催）
1月24日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回式典専門委員会を開催
2月 3日	第80回国民スポーツ大会第7回会場市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
4月 1日	第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催に係る業務を一体的に行う県国スポ・障スポ局を新設（3課51名体制）
4月18日	公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察
4月19日	
4月25日	中央競技団体正規視察（ライフル射撃）
5月19日	第80回国民スポーツ大会第8回会場市町村担当者会議を開催（オンライン開催）

年 月 日	内 容
令和5年 5月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回広報・県民運動専門委員会を開催
6月 5日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第12回総務企画専門委員会を開催
6月27日	第80回国民スポーツ大会第3回会場地市町村宿泊・輸送担当者会議を開催
7月19日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回競技運営担当者会議（正式・特別競技）を開催
7月20日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回競技運営担当者会議（公開競技・デモンストレーションスポーツ）を開催
7月20日	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として決定
8月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第12回常任委員会を開催
8月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回総会を開催
8月31日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回総会を開催
9月 6日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回式典専門委員会を開催
9月19日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第12回競技運営専門委員会を開催
9月21日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回会場地市町村医療・衛生及び警備・消防担当者会議を開催
11月 8日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第6回施設専門委員会を開催
11月 9日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回馬術競技運営専門委員会を開催
11月15日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回警備・消防専門委員会を開催
11月16日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回医事・衛生専門委員会を開催

【参考】

国スポ・障スポ局機構図（令和5年4月1日現在）

国スポ・障スポ局 51名



第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会及び 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項

第4回宿泊専門委員会（令和4年9月2日）以降に開催した総会及び常任委員会での決定事項は、下記のとおりである。

記

- 1 準備委員会 第11回常任委員会決定事項【令和4年12月21日開催】
 - ・第80回国民スポーツ大会正式競技種別変更及び競技会場の変更
 - ・第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ開催競技及び競技会場の変更
 - ・第80回国民スポーツ大会総合開・閉会式会場整備基本計画
- 2 準備委員会 第12回常任委員会決定事項【令和5年8月31日開催】
 - ・第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画（第4次）改正
 - ・第80回国民スポーツ大会正式競技会場の変更
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金趣意書
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金謝意表明実施要領
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金箱設置要領
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛事務取扱要領
 - ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程改正
- 3 準備委員会 第8回総会決定事項【令和5年8月31日開催】
 - ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和4年度事業報告
 - ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和4年度収支決算
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（仮称）の設置
 - ・総会から常任委員会への委任事項改正
- 4 実行委員会 第1回総会決定事項【令和5年8月31日開催】
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度事業計画
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度収支予算
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会役員を選任

弁当調製施設文書調査（令和4年度実施）結果報告

1 調査目的

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という）に参加する選手・監督等に提供する昼食弁当が円滑かつ確実に調達できるよう、県内の弁当調製施設の概要及び弁当調製能力等を把握する。
- (2) 調査結果は会場地市町村実行委員会に提供し、県及び会場地市町村実行委員会がそれぞれ策定する「弁当調達要項」及び「弁当調製施設選定基準」等の基礎資料とする。
- (3) 弁当調製施設に対し、令和8年に開催する国スポ・障スポの開催を周知する。

2 調査対象施設

- (1) 青森県内で食品衛生法の営業許可を受けて営業している「飲食店営業」施設のうち、営業細分又は種目が「仕出し屋・弁当屋」で登録されている施設。
- (2) 「飲食店営業」施設のうち、営業細分又は種目が「一般食堂・レストラン」で登録されている施設であって、仕出し等を行っている施設。
※弁当・惣菜を扱う大型食料品店に対しては、店舗毎ではなく、本部に調査票を送付する。なお、以下の施設は除く。
ア 県・市町村実行委員会が指定した献立での調製ができない施設
例) 寿司・パン・ピザ等の専門店、高齢者向け宅配弁当調製施設
イ 調理後直ちに提供することが目的の弁当調製施設
例) 持ち帰り専門店
ウ 営業の実態が把握できない施設

3 調査内容

施設概要、調製能力、配達・回収能力、衛生管理体制等に関する事項

4 対象施設数

296施設

5 調査基準日

令和5年1月1日

6 調査結果（令和5年3月31日時点）

発送数	不達数	調査対象	回答数	回答率
A	B	C (= A - B)	D	E (= D / C)
296施設	15施設	281施設	87施設	31.0%

※先催県回答率（栃木県：25.5%、鹿児島県：26.4%）

○提供可能数

提供可能数（土曜日）		合計	
100食～199食	12社	1,480食	
200食～299食	14社	2,950食	
300食～499食	14社	4,900食	a
500食～999食	10社	6,000食	b
1,000食以上	5社	7,500食	c

※1日あたりの食数が最大となる土曜日（国スポ・障スポ各開会式開催日）を想定。

○必要見込み数（栃木県実績）

最大：14,735食（障スポ開会式＋競技1日目）

※国スポ・障スポ総合開・閉会式、障スポ競技会場の弁当調達は県が担当。

国スポ競技会場の弁当調達は会場地市町村が担当。

（参考）国スポ開会式：6,980食

- ⇒ア． 1日300食以上を提供できる施設を選定した場合 (a+b+c) → **18,400食**
 イ． 1日500食以上を提供できる施設を選定した場合 (b+c) → 13,500食
 ウ． 1日1,000食提供できる施設を選定した場合 (c) → 7,500食

7 調査後の対応

文書調査にて回答のあった施設を訪問し、国スポ・障スポにおける弁当業務の説明や提供可能数の正確な数値を把握するとともに、課題について、情報収集を行っているところである。

（課題）・冷蔵車の確保

・弁当空箱の回収

8 今後の対応

(1) 費用負担の検討

冷蔵車の確保、弁当空箱の回収について、費用負担の方法を検討する。

(2) 弁当料金値上げの検討

物価上昇に伴う弁当料金の値上げを検討する。

※詳細については、報告事項6にて後述。

(3) 企業協賛品の確保に関する方法の検討

農協から食材、運送会社から冷蔵車など、企業からの協賛品の確保に関する方法を検討する。

宿泊業務スケジュールの変更について

(1) 弁当料金（案）の審議時期の変更

第4回宿泊専門委員会（令和4年9月2日開催）で報告しました宿泊業務年次スケジュールでは、令和5年度（開催3年前）に弁当料金（案）について審議することとしていましたが、昨今の原材料費や人件費等の高騰に伴い、弁当料金も上昇しており、物価上昇の情勢を注視していく必要があると考え、審議時期を令和6年度（開催2年前）に変更することとします。

なお、弁当料金は、令和6年度開催の宿泊専門委員会での審議事項である宿泊要項において定めることとしており、県実行委員会常任委員会への報告を経て、令和7年6月に日本スポーツ協会と協議することとしています。

参考までに、先催県の動向としては、佐賀県（令和6年開催）において、従来の弁当料金上限額900円（税抜）を1,000円（税抜）に値上げすることが、令和5年6月、日本スポーツ協会国スポ委員会において承認されたところです。

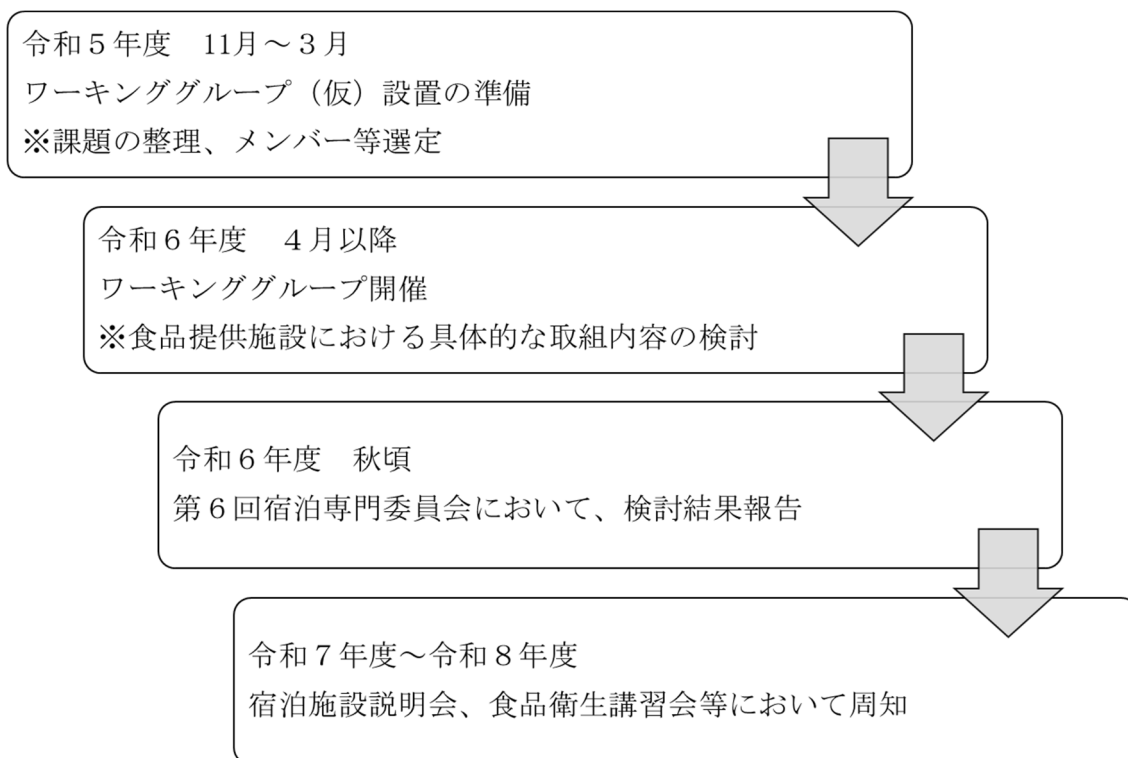
(2) 「食事提供方針」策定の取りやめ

「食事提供方針」について、これまで宿泊専門委員会で審議してきました「第80回国民スポーツ大会宿泊基本方針」第4項及び「第80回国民スポーツ大会宿泊基本計画」第4項において、食事の提供について定めていることから、新たに「食事提供方針」を策定しないこととしました。

宿泊施設における食事、競技会場における食事（弁当）など、様々な食事形態において、青森県の魅力を堪能できる食事を提供するため、食品提供施設ごとの具体的な取組内容について、県栄養士会や県調理師会等と連携し、決定していきたいと考えております。今後のスケジュール（案）は次ページのとおりとなります。

なお、検討結果については、来年度開催される第6回宿泊専門委員会にて報告のうえ、専門委員会での報告後、令和7年度から開催する宿泊施設説明会や食品衛生講習会等において、食品提供施設に周知していく予定です。

○食事提供に関する今後のスケジュール（案）



（参考）

第80回国民スポーツ大会宿泊基本計画 第4項「食事の提供」

大会参加者に提供する食事は、青森県の魅力を堪能できるよう、県内の特産品や郷土料理を積極的に取り入れたものとする。

また、選手・監督が十分に活躍できるよう、安全・安心で栄養バランスの良い食事の提供に努める。

上記（1）、（2）を踏まえ、宿泊業務スケジュールを次ページのとおり変更します。

宿泊業務 年次スケジュール

変更後 令和5年11月29日

開催年	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
開催県	福井県	茨城県		三重県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県
逆年	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
日本スポーツ協会			開催内定			開催決定・会期決定	宿泊料金	宿泊要項・弁当料金決定	
常任委員会 審議事項		宿泊基本方針 ○「宿舎」「配宿」「宿泊料金」「食事」に関する基本的考え方。 ○上記区分に基づく業務に関する実施主体及び準備に係る基本的な考え	宿泊基本計画 配宿業務及び食事に係る業務内容を細分化し、各実施主体、業務範囲及び基本的な方向性を明記						宿泊業務(宿泊申込み手続き、宿泊責任者、宿泊料金の精算、国スポ弁当の調達等)の実施に関するものを定める。
宿泊専門委員会		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	
配宿	宿泊施設基礎調査 選手・監督等大会参加者の宿舎として使用可能な営業宿泊施設の所在地、施設区分、客室形態、サービス状況等及び国スポ開催予定期間での客室提供意向を調査し、実態の把握と基礎資料とするための調査	宿泊基本方針	宿泊基本計画 宿泊施設実態調査 仮配宿(1次) 先催県参加者ベース 市町村宿泊担当者会議を事前開催し、配宿方式を説明する。	仮配宿(1次) 先催県参加者ベース 宿泊施設の詳しい実態調査及び転用可能施設等の現状把握。仮配宿(1次)の基礎資料。 宿泊施設台帳を基に会場地市町村が配宿し、県が取りまとめる。宿泊施設の充足状況を把握する。	配宿方式説明 先催県の合同配宿方式の説明とともに、本県の方向性(合同配宿、合同配宿に伴う市町村負担、宿泊料金、食事提供等)を説明	配宿実施方針 合同配宿実施方針案(合同配宿の体制、業務委託、経費負担、負担額の精算、業務分担等に関する基本的考え方)の検討 配宿方式意向調査 合同配宿への賛同意向の確認 配宿業務委託検討	宿泊要項案 日本スポーツ協会と協議し承認を得る。宿泊に関する必要な事項(宿舎の選定及び確保、配宿、宿泊料金、宿泊申込み、食事等)を定める。 配宿業務【委託】 仮配宿(2次) 会期決定ベース 仮配宿(3次) 指定下駅・集落地決定ベース 配宿センター設置(R7.10~R8.12) 仮配宿(最終) 本配宿 宿泊ガイド 宿泊施設との協定締結	宿泊業務実施要領 報道員及びその他大会関係者宿泊規程 宿泊要項に基づき、報道員及びその他大会関係者の宿泊に関する必要な事項(宿泊料金、宿泊の申込み、昼食等)を定める。	
充足対策				宿泊施設掘り起し 仮配宿(1次)に向けて、営業宿泊施設へ客室提供の促進を行う。	宿泊施設充足対策要項 大会参加者の宿舎が会場地市町村内に確保困難な場合における充足対策及びその実施に関する基本的な事項を定める。 広域配宿調整 転用施設、民泊検討				
宿泊料金					営業宿泊施設の料金等の調査。国スポ宿泊料金(案)を検討する際の基礎資料とする。 宿泊料金は、日本スポーツ協会において決定する。	配宿準備業務(宿泊料金調査)【委託】 宿泊料金案			
食事提供	宿泊専門委員会 【付託事項】 1 宿泊の基本的な事項に関すること 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること 【委任事項】 1 宿泊業務に関すること 2 食事等の提供に関すること 3 その他宿泊に関すること	医事・衛生専門委員会 【付託事項】 1 医事・衛生の基本的な事項に関すること 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること 【委任事項】 1 医療救護及び防疫に関すること 2 食品衛生及び環境衛生に関すること 3 その他医事・衛生に関すること							
弁当提供						既存特産品レシピ・郷土料理レシピの活用・普及 弁当調製施設調査 弁当調達要項 弁当料金案 弁当選定基準 弁当需要見込数調査①	弁当調製業者選定 弁当献立決定 弁当需要見込数調査②③	弁当調達業務【委託】 申込受付・配布 弁当需要見込数調査最終	

※先催県を参考に作成したものであり、今後、業務内容やスケジュールの変更もありうる。

：宿泊専門医委員会における審議事項



燃ゆる感動 かごしま国体

特別国民体育大会 熱い鼓動 風は南から **2023**

会期前

9月16日(土)～ 9月24日(日) **9日間 30,920人**

宿泊申込時点の宿泊者数

本会期

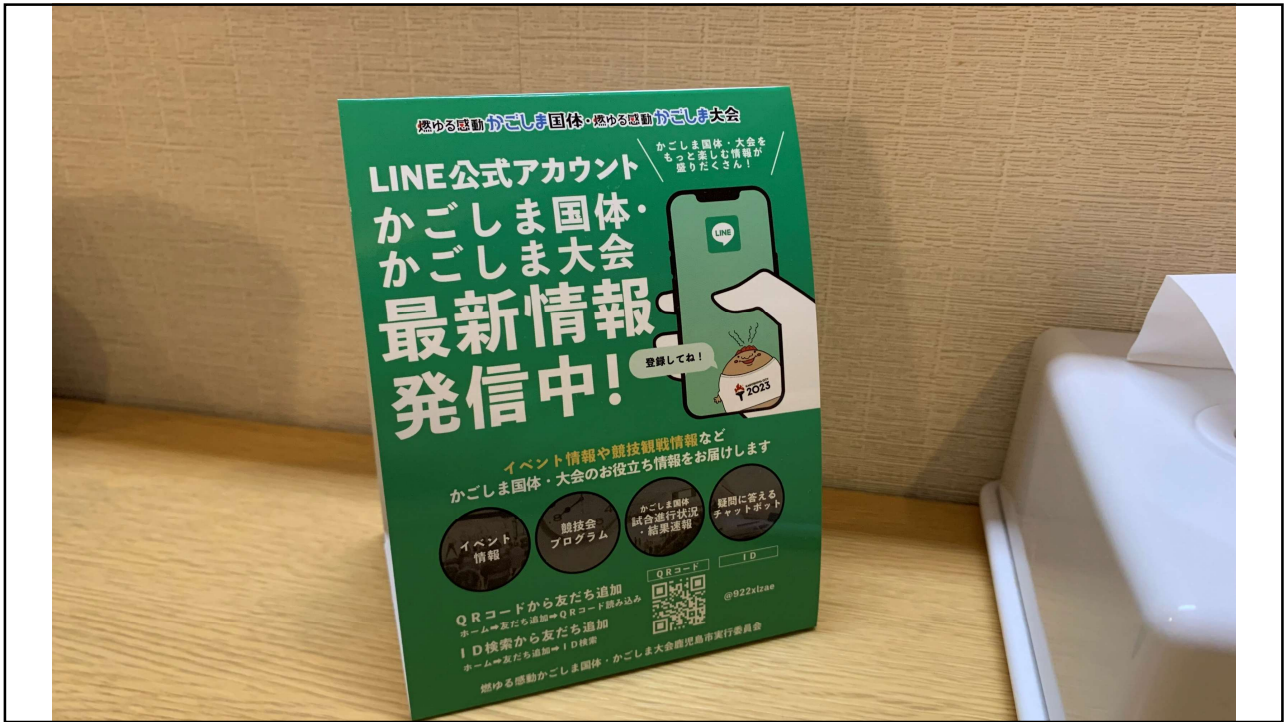
10月 7日(土)～10月17日(火) **11日間 163,651人**













青の煌めきあおもり国スポ 合同配宿実施方針（案）

青の煌めきあおもり国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者の配宿について、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。なお、会場地委員会を設置しない市町村については、当該市町村とする。）は、合同の配宿本部を設置し、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿を行うことにより、業務の省力化と経費節減を図り、効率的かつ円滑に配宿業務を実施する。

1 合同配宿の体制

（１） 合同配宿の実施

短期間に集中する配宿業務を効率的かつ円滑に実施するため、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿（以下「合同配宿」という。）を行う。

（２） 合同配宿本部及び配宿センターの設置

県委員会及び会場地委員会は、「青の煌めきあおもり国スポ合同配宿本部（仮称）」を設置するとともに、合同配宿本部の業務を円滑に推進するため、事業者が配宿業務に従事するための配宿センターを設置する。

（３） 配宿センターとの連携

配宿可能地域の宿泊施設データや配宿状況等を把握するため、県委員会及び会場地委員会と配宿センターとの間をインターネット等のネットワークを構築して、連携を図る。

2 配宿分担

県委員会及び会場地委員会は、以下のとおり分担して配宿する。

県委員会 (主に開・閉会式に係る参加区分)	会場地委員会 (主に競技の実施に係る参加区分)
<ul style="list-style-type: none">・大会役員・特別招待者・都道府県本部役員・宮内庁関係者・正規視察員・報道員・その他視察員	<ul style="list-style-type: none">・選手、監督・競技会役員・競技役員

3 業務委託

(1) 概要

合同配宿の実施にあたっては、必要な配宿システムの構築、宿泊施設実態調査の実施、仮配宿計画の作成、客室の確保・調整、配宿センターの設置・運営、本配宿等の業務について別紙「青の煌めきあおもり国スポ合同配宿業務委託概要」を基本として、事業者へ委託する。

(2) 契約方法

合同配宿の業務委託（以下「合同配宿業務委託」という。）は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで、年度ごとに、県委員会が一括して事業者と契約を締結する。

4 経費負担

(1) 県委員会及び会場地委員会の経費負担割合

県委員会と会場地委員会は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの合同配宿業務委託に係る総経費の2分の1をそれぞれ負担する。

(2) 各会場地委員会の負担額

各会場地委員会は、全ての会場地委員会が均等に負担する「固定割負担額」と宿泊施設への配宿実績人数に応じて負担する「比例割負担額」の合計を負担する。

ア 固定割負担額

令和8(2026)年度の委託業務に関する業務管理費（委託経費の10%程度）の2分の1を各会場地委員会が均等に負担する。

イ 比例割負担額

$$\text{比例割負担額} = \left(\frac{\text{合同配宿業務委託に係る総経費}}{2} - \text{固定割負担額} \right) \times \frac{\text{会場地委員会の配宿実績人数}}{\text{総配宿実績人数}}$$

会場地委員会が負担する合計額（上記4(1)で算定した額）から固定割負担額（上記4(2)アで算定した額）の合計を除いた額について、会場地委員会ごとの宿泊施設への配宿実績人数（※）により按分した額を負担する。

なお、転用施設等への配宿人数については、当該施設の確保及び配宿調整業務等を各会場地委員会が直接行うため、比例割負担額の算出対象に含めない。

※1つの競技種別を複数市町村で開催する場合の配宿実績人数の考え方は、その競技種別が行われる会場地委員会間で協議し、決定した方法による。

5 負担額の精算

令和8(2026)年度の国スポ終了後、県委員会と各会場地委員会の負担額を上記4に基づき確定し、令和8(2026)年度中の県委員会が定める期日までに精算する。

6 業務分担

	ア 県委員会	イ 会場地委員会
令和6 (2024) 年 度 ・ 令和7 (2025) 年 度	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 合同配宿業務に係る事業者の委託契約の締結 (イ) 宿泊施設実態調査の実施と活用 (ウ) 宿舎説明会の開催 (エ) 宿泊施設の客室確保及び総合調整 (オ) 仮配宿計画（第二次、第三次）の作成に係る総合調整 (カ) 広域配宿の調整 (キ) 施設別適用宿泊料金の調整 (ク) 配宿センターの設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 配宿における各競技団体との連絡調整 (イ) 宿泊施設実態調査の報告 (ウ) 宿舎説明会の開催 (エ) 委託業者を活用した宿泊施設の客室確保及び個別調整 (オ) 委託業者を活用した仮配宿計画（第二次、第三次）の作成及び報告 (カ) 委託業者を活用した広域配宿先の宿泊施設の客室確保及び個別調整 (キ) 転用施設等の利用調整及び不足備品等の補完対策
令和8 (2026) 年 度	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 合同配宿業務に係る事業者との委託契約の締結 (イ) 宿泊施設の客室確保及び総合調整 (ウ) 仮配宿計画（最終）の作成に係る総合調整 (エ) 広域配宿の調整 (オ) 施設別適用宿泊料金の調整 (カ) 宿泊意向調査の実施 (キ) 宿舎説明会の開催 (ク) 宿泊仮申込の実施 (ケ) 宿舎申込、変更、取消の受付業務及びそれに伴う対応 (コ) 宿舎決定通知書、変更・取消通知書の送付 (サ) 宿泊施設への本配宿業務 (シ) 宿泊実績等統計処理 (ス) 配宿センターの設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 宿泊意向調査等に係る各競技団体との連絡調整 (イ) 宿舎説明会の開催 (ウ) 委託業者を活用した宿泊施設の客室確保及び個別調整 (エ) 委託業者を活用した仮配宿計画（最終）の作成及び報告 (オ) 委託業者を活用した広域配宿先の宿泊施設の客室確保及び個別調整 (カ) 宿泊仮申込結果の確認 (キ) 宿泊施設への本配宿結果の確認 (ク) 転用施設等への本配宿業務

7 その他

この方針に定めるもののほか、合同配宿の実施に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

青の煌めきあおもり国スポ 合同配宿業務委託概要

	業務内容
令和 6 年 度	配宿システムの基本設計
	システムの基本設計
	各種プログラムの作成
	システムの運用テスト及びメンテナンス
	運用手順書の作成
	宿泊施設実態調査
	調査票作成
	調査票の回収、集計・結果分析、調査結果報告
	食事提供方法の検討及び対策
	調査結果に基づく管理データ（宿泊マスター）の作成
	第二次仮配宿計画の作成
	配宿シミュレーションの実施
	配宿シミュレーション結果分析、充足対策等の検討
	宿泊施設の客室確保
	関係機関（事業者、宿泊施設等）との調整
	事業者保有枠の確保調整
宿舎説明会の実施	
宿泊施設別適用宿泊料金（案）の設定	
負け帰り対策の提案	
令和 7 年 度	配宿システムの設計修正、プログラム修正、運用手順書の修正
	宿泊施設実態調査の補完調査（新規、追加、変更）
	宿泊意向調査の実施
	第三次仮配宿計画の作成
	配宿シミュレーションの実施
	配宿シミュレーション結果分析、充足対策等の検討
	宿泊施設の客室確保及び食事対策
	宿泊施設別適用宿泊料金の決定及び宿泊施設との協定書の締結
	宿舎説明会の実施
	負け帰り対策の提案
配宿センターの設置準備	

令和8年度	配宿センターの設置・運営
	配宿システムの運用
	宿泊施設実態調査の補完調査（新規、追加、変更）
	営業宿泊施設の客室確保
	宿泊施設別適用宿泊料金の決定及び宿泊施設との協定書の締結
	宿泊意向調査の実施
	最終仮配宿計画の作成
	宿舎説明会の実施
	宿泊仮申込調査の実施
	負け帰り対策の実施
	本配宿業務
	宿泊申込書の作成・発送
	宿泊申込受付、配宿調整等
	宿舎決定通知書の発送
	宿舎変更・取消等に関する調整
	問い合わせ対応
	配宿実績等統計処理
配宿実績に基づく負担額の確定及び精算	

※上記委託内容は、現段階の想定案であり、各業務内容の詳細及び実施年度等については、委託業者選定後に当該業者と別途協議した上で決定する。

1 配宿業務の実施根拠

(1) 国民体育大会開催基準要項 (2023年4月1日 日本スポーツ協会)

- 35 宿舎
- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。
 - (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
 - (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
 - (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡(2畳)以上とする。
 - (5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。
 - (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。
 - (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

(2) 第80回国民体育大会 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目 (平成29年4月19日 第2回常任委員会決定)

項目	県	会場地市町村
宿泊・配宿計画等	1 宿泊基本方針の決定及び計画の策定	1 会場地市町村における <u>配宿計画の策定</u>
	2 <u>総合配宿計画の策定及び広域配宿に関する技術的助言並びに連絡調整</u>	2 <u>広域配宿の実施及び引き受け市町村との連絡調整</u>
	3 宿泊料金等の決定及び協定の締結	3 <u>配宿の実施</u>
	4 宿泊要項の作成	4 会場地市町村における配宿施設名簿の作成
	5 県内配宿施設名簿の作成及び配布	
	6 <u>宿泊本部の設置及び運営</u>	

(3) 第80回国民体育大会 宿泊基本方針 (令和2年1月14日 第7回常任委員会決定)

- 2 配宿
- (1) 選手・監督及び競技会に係わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。
ただし、近隣市町村の旅館に配宿する場合、及び選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
 - (2) 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別等を考慮して配宿する。
 - (3) 役員、視察員、報道員等の配宿は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

(4) 第80回国民体育大会 宿泊基本計画 (令和3年2月1日 第9回常任委員会決定)

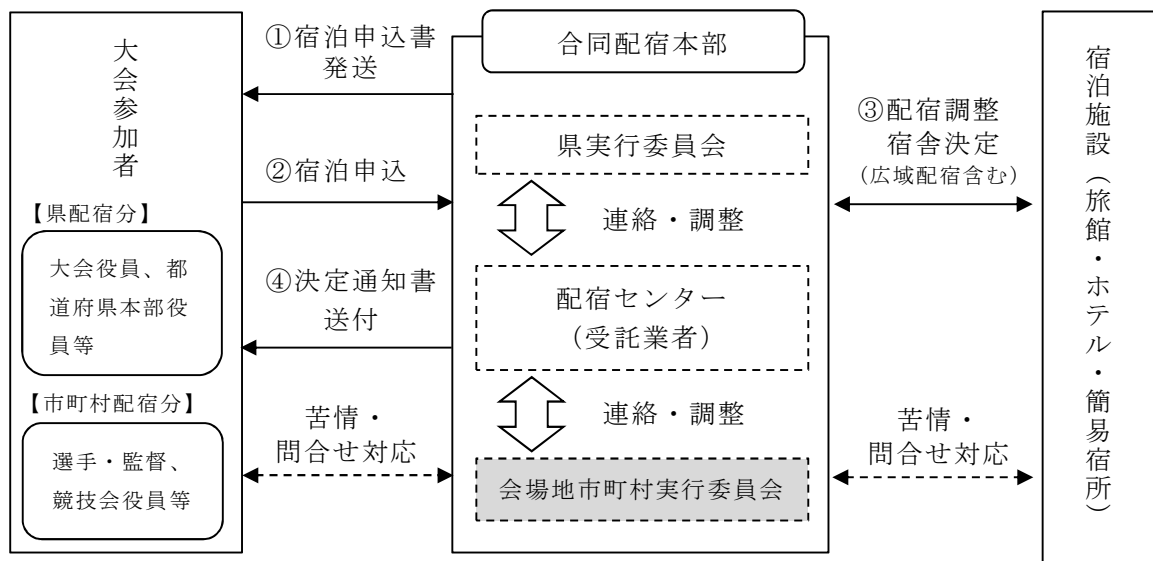
- 1 配宿業務の実施
- (2) 仮配宿計画の作成
宿泊施設に関する調査及び全国宿泊意向調査等に基づき、配宿計画の円滑な作成に資するため、県と会場地市町村は連携して仮配宿計画を作成する。
 - (5) 配宿計画の作成
県と会場地市町村は、仮配宿計画に基づき市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。
 - 3 宿泊本部の設置
宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

2 配宿方式

国民スポーツ大会期間中は、約3万5千人、延べ約14万人の配宿を確実にを行う必要がある。このため、多くの先催県では、国民スポーツ大会料金で宿泊施設を確保するための調整や、膨大な配宿業務を短期間に効率的かつ円滑に行う必要があるとして、配宿方式について合同配宿方式を採用し、業務委託により実施している。

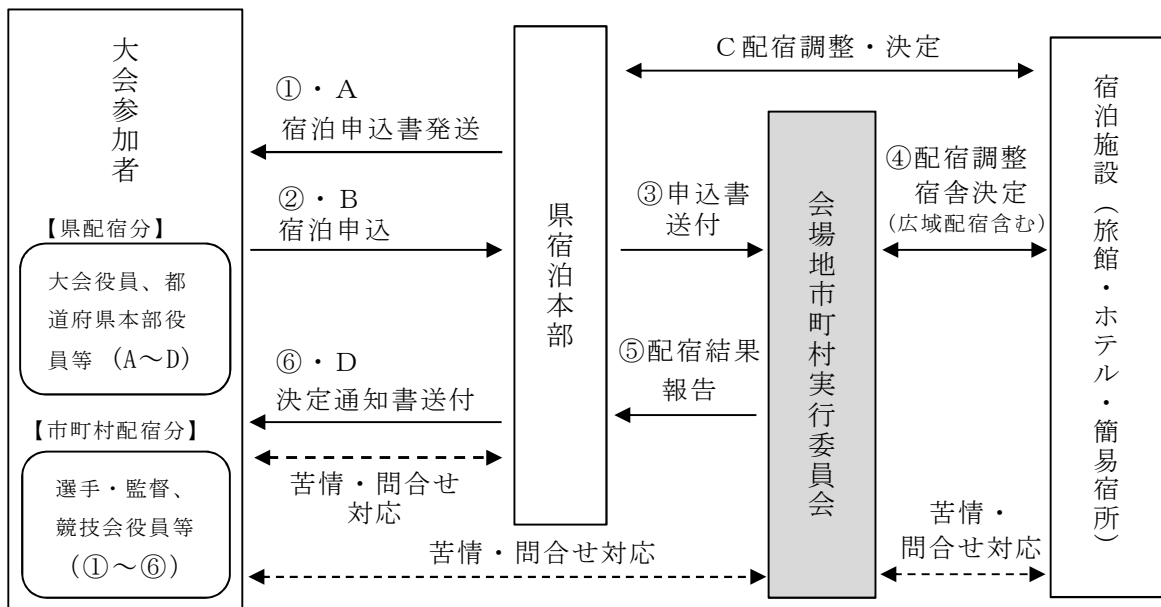
(1) 合同配宿方式

- ・県実行委員会（総合開・閉会式関係者）と会場地市町村実行委員会（競技会関係者）が合同で設置する「合同配宿本部」が、配宿システムを導入して、県内全域及び隣県の宿泊施設情報を一元管理し、的確かつ効率的な配宿を一括で行う業務体制である。
- ・システム構築やデータ入力、管理、処理等を行うために、営業宿泊施設との日常的なやり取りや、大規模配宿に関する専門的な知識及びノウハウが必要であるため、配宿センターの業務を事業者（JV 含む。）に業務委託して実施する。



(2) 個別配宿方式

- ・県実行委員会（総合開・閉会式関係者）と会場地市町村実行委員会（競技会関係者）のそれぞれが、担当する大会参加者の配宿を個別に行う業務体制である。
- ・配宿人数が少ない場合は職員自ら配宿業務を実施し、配宿人数の多い場合は個々に事業者に業務委託して実施する。



3 配宿方式の比較

		合同配宿方式		個別配宿方式	
先催県の状況		大阪 (H9)、神奈川 (H10)、富山 (H12)、宮城 (H13)、静岡 (H15)～		広島 (H8)、熊本 (H11)、高知 (H14)	
配宿方式概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と会場地市町村の業務を共同で事業者¹に業務委託 ・ 委託経費を会場地市町村が1/2ずつ負担 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者区別に県及び会場地市町村が役割分担 ・ 個別に事業者²に業務委託又は市町村職員が手作業により配宿 	
1	役割の明確化	△	県と会場地市町村の <u>役割が明確になるよう調整して業務を実施</u>	○	県と会場地市町村それぞれの単独業務のため、 <u>役割が明確</u>
2	県と会場地市町村との連携	○	<u>合同配宿本部で連携が強化</u>	△	県と会場地市町村それぞれの単独業務のため、 <u>連携は困難</u>
3	会場地市町村の意向反映	△	<u>合同配宿本部で意向を調整</u>	○	会場地市町村が自ら配宿するため、 <u>意向が反映</u>
4	事務処理の的確性	○	業務に精通した事業者への <u>委託</u> によりの <u>的確で円滑な処理が可能</u>	△	一部の市町村では職員による作業となり、 <u>的確な処理について難航が懸念</u>
5	客室確保対策	○	ノウハウを持つ事業者とともに客室確保ができ、 <u>客室確保率の向上が見込める</u>	△	県・会場地市町村それぞれが必要な客室を <u>個別に確保</u>
6	広域配宿への対応	○	<u>広域配宿の調整が容易</u>	×	<u>広域配宿の調整が困難</u>
7	苦情等処理能力	○	<u>合同配宿本部を窓口</u> に事業者による <u>適切な対応が可能</u>	△	職員対応も想定される。苦情対応窓口が一本化されず、 <u>適切で統一的な処理が困難</u>
8	経費削減効果	○	大幅な <u>経費削減が可能</u> 〔参考〕茨城国体(3か年計) 県 41,943千円 会場地市町村 41,943千円 計 83,886千円	×	<u>経費は割高</u> 〔参考〕広島国体(3か年計) 県 60,000千円 会場地市町村 64,000千円 計 124,000千円
9	事務軽減化	○	一括して事業者 ³ に委託するため、県と会場地市町村の <u>事務量の軽減が可能</u>	×	県・会場地市町村が個別に配宿業務を行う(委託業務の管理を含む)ため、県と会場地市町村の <u>全体的な事務量の軽減は困難</u>
合計		○ 7 ・ △ 2 ・ × 0		○ 2 ・ △ 4 ・ × 3	

4 第80回国民スポーツ大会における配宿方式

(1) 配宿方式

下記に掲げる合同配宿の必要性を踏まえ、青森県における配宿方式は、県実行委員会と会場地市町村実行委員会の合同配宿方式とする。

① 配宿業務の一元管理

短期間で大規模な配宿業務を処理するためには、事業者の持つノウハウやネットワーク、配宿システム等を活用し、業務を一元管理する必要がある。

② 大会参加者の意向反映

配宿に関する様々な要望に対応するため、県実行委員会及び会場地市町村実行委員会のもと、窓口を一本化する必要がある。

③ 広域配宿の円滑な調整

業務を一元管理することにより、広域配宿の円滑な調整が可能となる。

④ 委託料の経費削減

県実行委員会と会場地市町村実行委員会がそれぞれ個別に業務委託するよりも、総額での経費を削減できる。

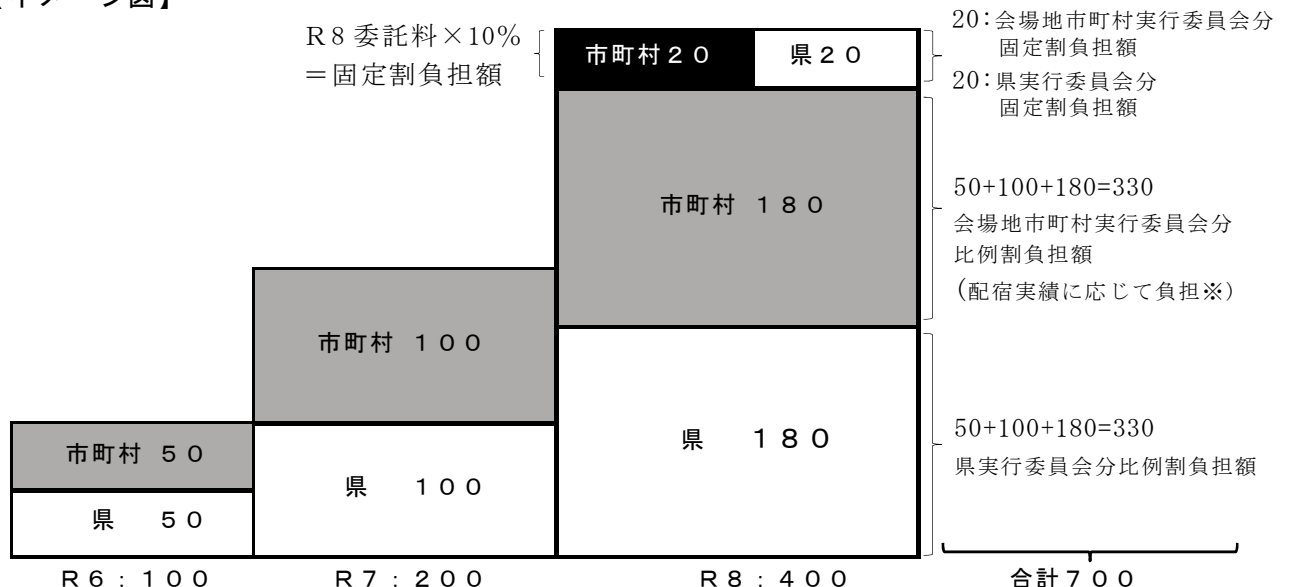
(2) 業務委託

業務は、県実行委員会から事業者に委託する。(委託期間：令和6、7、8年度)

(3) 費用負担

県実行委員会と会場地市町村実行委員会は、3か年の委託料総額の2分の1をそれぞれ負担する。(計算方法等については、合同配宿実施方針(案)参照)

【イメージ図】



※ 一つの競技種別を複数市町村で開催する場合は、競技種別が行われる会場地市町村委員会間で協議し、決定した方法による。

先催県の例) ① 広域配宿や宿替えに関わらず、1回戦を行う会場地市町村実行委員会の実績とする。

② その競技種別が行われる会場地市町村実行委員会の数で案分する。

青の煌めきあおもり国スポ 宿泊料金（案）

1 青森県の宿泊施設の状況

青森県の宿泊施設は、コロナ禍などの影響による人手不足とそれに伴って宿泊客の受け入れを制限する中で、エネルギー価格や物価の高騰などにより、光熱水費や仕入れ価格などが上昇しており、経営を圧迫する状況にある。

人手不足については、職種の特性から業界全体において慢性的な人手不足にあるが、本県においては若者の県外流出がもたらす少子化・労働力人口の減少も大きく影響している。

2 青森県の宿泊料金の状況

上記1のとおり経費が増大する一方、おでかけキャンペーンによる宿泊体験の高付加価値化も影響し、宿泊料金は上昇傾向にある。

また、国内旅行の需要回復に加えて、今後は訪日外国人客の更なる増加も見込まれ、国スポ開催時期である紅葉シーズンの宿泊料金の上昇が懸念される。

3 宿泊料金調査の結果

今年度実施した宿泊料金調査の結果によると、9～10月の本県の宿泊料金別の収容人数割合は、宿泊料金15,000円未満では67.0%であるが、18,000円未満では81.8%となる。宿泊料金の上限を18,000円とした場合、本県全体の客室収容人数の8割が配宿対象となり、提供客室数の増加を見込める。

宿泊料金別の収容人数

宿泊料金 料金別の収容人員		宿泊料金上限別		宿泊料金割合	
		15,000円未満	15,001円以上 18,000円	18,001円以上 20,000円	20,001円以上
15,000円未満	21,067人	67.0%	67.0%	81.8%	86.7%
15,000円以上 18,000円未満	4,651人		14.8%		
18,000円以上 20,000円未満	1,560人			5.0%	
20,000円以上	4,176人				13.3%
合計	31,454人	67.0%	81.8%	86.7%	100.0%

4 国スポにおける宿泊料金（案）

国スポの宿泊料金は、国民体育大会開催基準要項に基づき、大会開催の2年前（令和6年）に日本スポーツ協会国民体育大会委員会で決定されることとなっている。

上記1～3の状況を踏まえ、本県国スポ料金案を以下のとおりとしたい。

区分	消費税	宿泊料金			備考
		1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	5,000円～ 18,000円	4,000円～ 14,400円	3,500円～ 12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む。
	10%	5,500円～ 19,800円	4,400円～ 15,840円	3,850円～ 13,860円	

※1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

※入湯税については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

（注）欠食控除及び報道員並びにその他大会関係者の宿泊料金については、令和6年度の審議事項である宿泊要項に定める。

参考）先催県の宿泊料金

開催年	回数	開催県	宿泊料金（1泊2食/税抜）
令和5年	特別大会	鹿児島県	3,000円～15,000円
令和6年（予定）	78回	佐賀県	3,000円～18,000円
令和7年（予定）	79回	滋賀県	3,000円～18,000円

5 宿泊料金調査の概要

(1) 調査内容（9月～10月の以下の区分ごとの料金体系を調査）

- ・ 平日、休前日、休日別
- ・ 部屋タイプ（シングル、ツイン、ダブル、和室、和洋室等）
- ・ 食事提供区分（1泊2食・1泊朝食・素泊まり）

(2) 調査対象施設（旅館業法の許可を受けた施設のうち風紀上支障がある施設、休業を除く）

県内	全域（10市19町6村） ※蓬田村、藤崎町、田舎館村、三戸町、階上町は除く	421施設
広域配宿候補地	岩手県 二戸市、洋野町 秋田県 大館市、鹿角市、小坂町	39施設

(3) 回収結果

区分	施設数	収容人員	備考
調査対象施設	460		
回収	427		回収率：92.8%
有効回答	295	27,935	有効回答率：64.1%
1泊2食	220	13,599	
1泊朝食	38	4,496	
素泊まり	37	2,766	
調査回答不可	132		
回答なし	33		

6 調査結果

料金区分（税抜き）を以下のとおりとして、宿泊形態（1泊2食、1泊朝食、素泊まり）ごとの収容人数をみると次のページのとおりとなる。

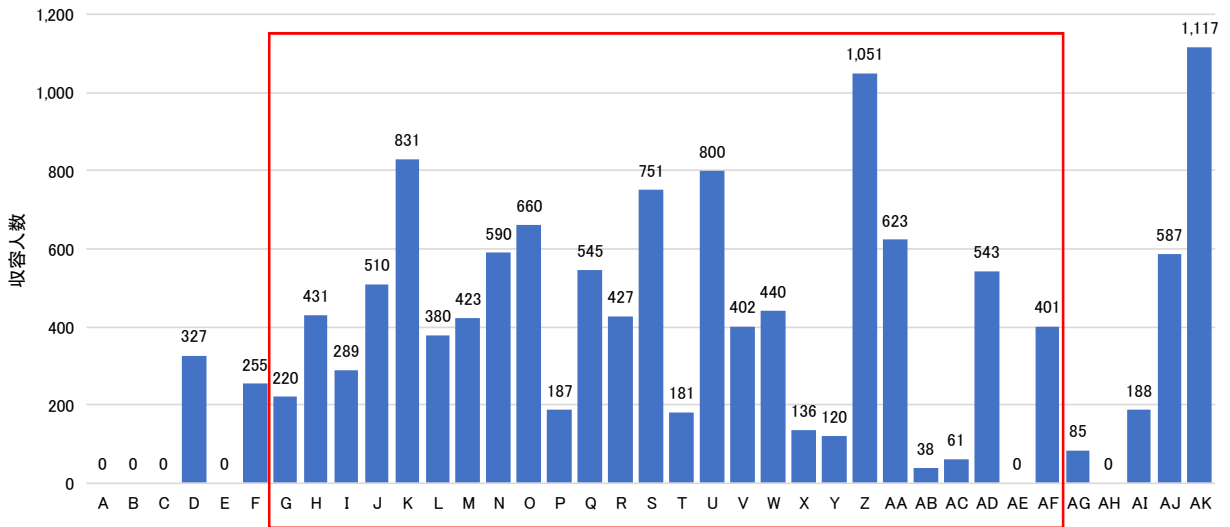
区分	単一宿泊料金	区分	単一宿泊料金	区分	単一宿泊料金
A	2,500円未満	N	8,500円～9,000円未満	AA	15,000円～15,500円未満
B	2,500円～3,000円未満	O	9,000円～9,500円未満	AB	15,500円～16,000円未満
C	3,000円～3,500円未満	P	9,500円～10,000円未満	AC	16,000円～16,500円未満
D	3,500円～4,000円未満	Q	10,000円～10,500円未満	AD	16,500円～17,000円未満
E	4,000円～4,500円未満	R	10,500円～11,000円未満	AE	17,000円～17,500円未満
F	4,500円～5,000円未満	S	11,000円～11,500円未満	AF	17,500円～18,000円未満
G	5,000円～5,500円未満	T	11,500円～12,000円未満	AG	18,000円～18,500円未満
H	5,500円～6,000円未満	U	12,000円～12,500円未満	AH	18,500円～19,000円未満
I	6,000円～6,500円未満	V	12,500円～13,000円未満	AI	19,000円～19,500円未満
J	6,500円～7,000円未満	W	13,000円～13,500円未満	AJ	19,500円～20,000円未満
K	7,000円～7,500円未満	X	13,500円～14,000円未満	AK	20,000円以上
L	7,500円～8,000円未満	Y	14,000円～14,500円未満		
M	8,000円～8,500円未満	Z	14,500円～15,000円未満		

※国スポにおける宿泊料金は、各宿泊施設において単一の宿泊料金とする。

※下限料金を下回る宿泊施設については、食事内容の受け入れ環境等の見直しを行ったうえで、下限を上回る料金となるよう調整していく。

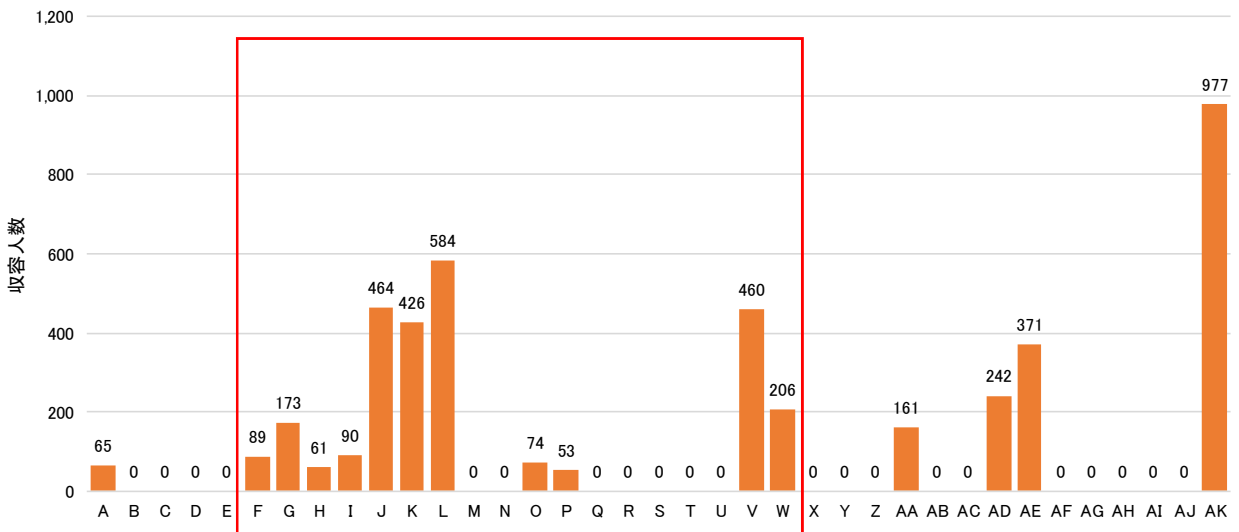
○1泊2食 (n=13,599)

料金案のとおり 5,000 円~18,000 円とした場合、收容人数はG~AFの **11,040 人**。



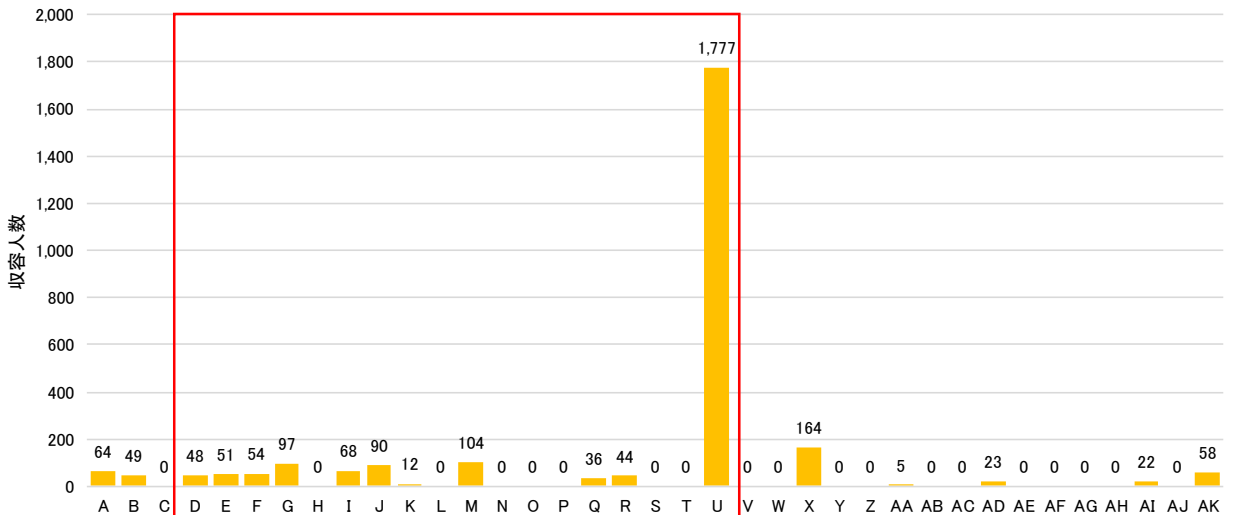
○1泊朝食 (n=4,496)

料金案のとおり 4,000 円~14,400 円とした場合、收容人数はF~Wの **2,680 人**。



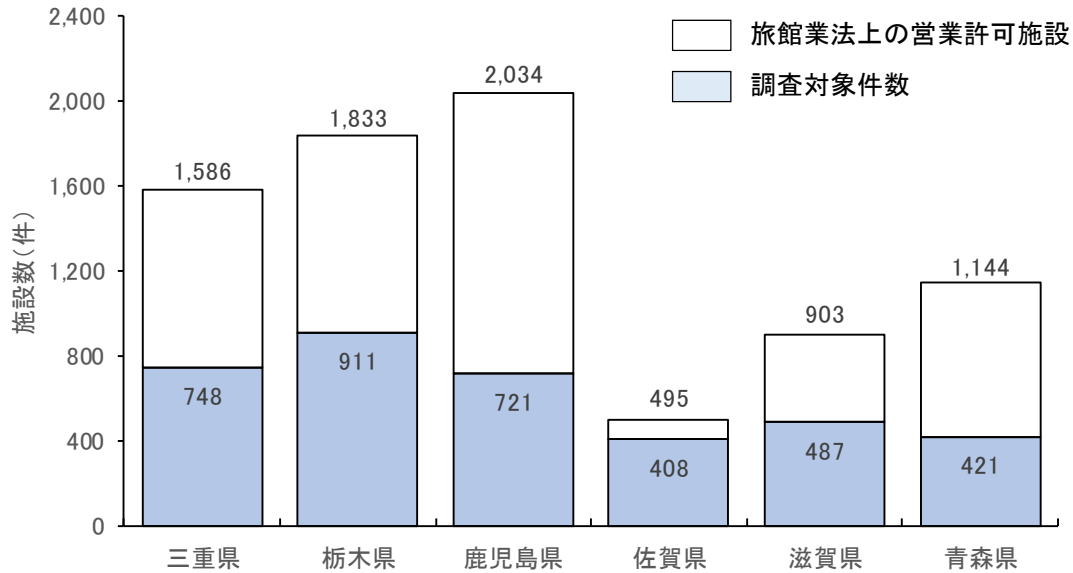
○素泊まり (n=2,766)

料金案のとおり 3,500 円~12,600 円とした場合、收容人数はD~Uの **2,381 人**。



○その他参考指標

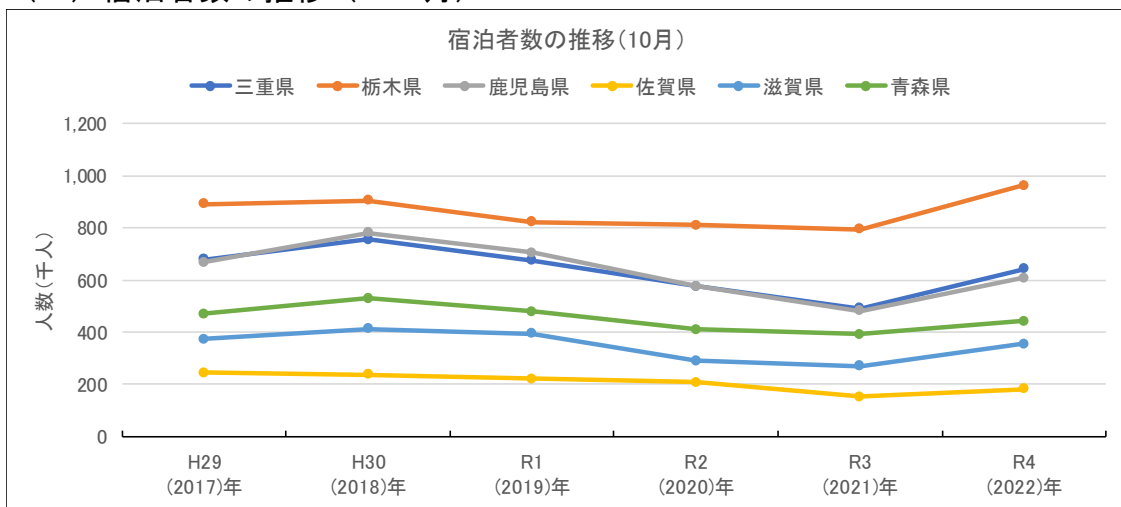
(1) 先催県と比較した営業許可施設数及び調査対象件数



〔出典〕旅館業法上の営業許可施設数は「R3（2021）年度衛生行政業務報告例の概況」（厚生労働省）、調査対象件数は株式会社JTB調べ。旅館業法の規定に基づいた営業許可施設数は、旅館営業、ホテル営業の他、簡易宿所営業（山小屋、ユースホステル、カプセルホテル等）を含む。下宿営業（1月以上の期間を単位として宿泊させる営業）は除く。

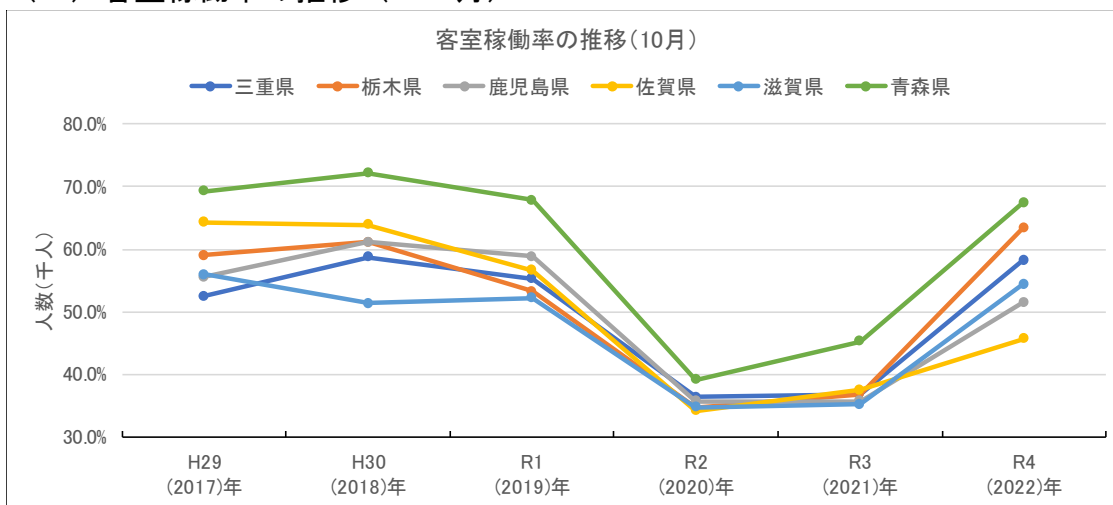
※調査対象とする施設の範囲は各県の範囲が異なるため、参考として比較可能な数字として営業許可施設数をあげている。ただし、営業許可施設数には、旅館業法に基づく廃業の届け出をせず廃業している施設等を含んでいるため、調査施設とは差がある。

(2) 宿泊者数の推移（10月）



出典：観光庁宿泊旅行統計調査

(3) 客室稼働率の推移(10月)



出典：観光庁宿泊旅行統計調査

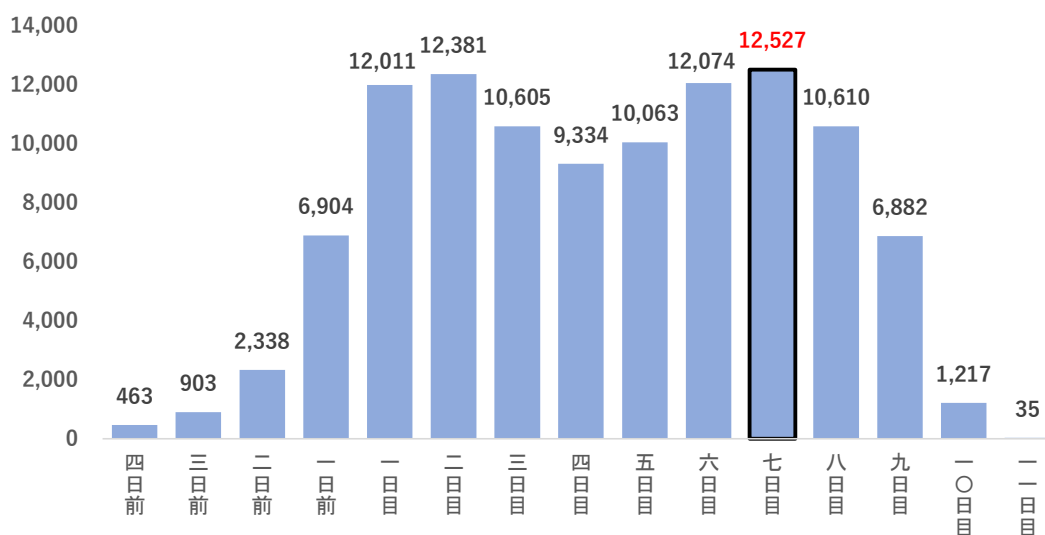
(参考) 令和4年度栃木国体の宿泊実績

○宿泊者数

	競技数		宿泊申込時点 の人数	配宿実績	差引
会期前	4	選手・監督	16,555	14,727	1,828
		役員等	3,002	2,437	565
		小計	19,557	17,164	2,393
本大会	35	選手・監督	114,599	92,558	22,041
		役員等	17,118	15,789	1,329
		小計	131,717	108,347	23,370
		総計	151,247	125,511	25,736

(注) 栃木国体はコロナ禍での開催のため受け入れ人数を制限したこと、また、青森県の競技数は、会期前13競技、本大会26競技を予定していることから、状況は大きく違う。

○本大会における日別宿泊者数



第 8 0 回国民スポーツ大会宿泊基本方針

第 8 0 回国民スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊及び食事については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき提供する。

1 宿 舎

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、その実情に応じ、関係機関、団体等と協議のうえ、公共施設、民家等及び近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により支障があると認められる宿泊は利用しない。

2 配 宿

- (1) 選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況を考慮し、会場地市町村が行う。
ただし、近隣市町村の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
- (2) 選手・監督の宿泊は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (3) 役員、視察員、報道員等の宿泊は、原則として、選手・監督の宿泊とは別にする。

3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体と協議のうえ、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

4 食 事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、肥沃な大地と豊かな海で育まれた青森県の新鮮で高品質な農林水産物を利用した郷土色豊かなものを提供する。

第 80 回国民スポーツ大会宿泊基本計画

第 80 回国民スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の準備業務を推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 配宿計画の作成

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の円滑な配宿を実施するため、以下の調査結果等に基づき、配宿計画を作成する。

① 宿舎に関する調査の実施

旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）等の県内宿舎の客室形態や設備状況、客室提供可能数、食事の提供方法等を把握する。

② 宿泊意向調査の実施

各都道府県や競技団体等の宿泊予定者数を把握する。

(2) 宿舎の充足対策

配宿計画において、大会参加者の収容が困難である場合は、会場地市町村内の旅館の客室提供の促進、公共施設等の利用、民家等の利用及び近隣市町村の旅館利用など必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等による連絡会議を設置する。

(3) 配宿の実施

配宿計画及び充足対策の状況を踏まえ、配宿を実施する。

2 宿泊本部の設置

各都道府県及び会場地市町村との連絡を密にし、宿泊申込み及び変更、取消に関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

宿泊料金については、先催県の事例や旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

4 食事の提供

大会参加者に提供する食事は、青森県の魅力を堪能できるよう、県内の特産品や郷土料理を積極的に取り入れたものとする。

また、選手・監督が十分に活躍できるよう、安全・安心で栄養バランスの良い食事の提供に努める。

5 弁当の提供

県及び会場地市町村が提供する弁当は、業務遂行能力及び衛生管理能力等のある弁当調製事業者を選定の上、適正に発注・搬入等を行う。

6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、要項等を定め推進する。

第 80 回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第 80 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の宿舎の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

2 充足対策

会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、第 80 回国民スポーツ大会青森県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿舎の充足対策を実施する。

(1) 旅館・ホテル等の客室提供の促進

会場地委員会は、当該会場地市町村内の旅館・ホテル等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館・ホテル等に対し、客室提供について協力を依頼する。

また、県委員会及び会場地委員会は、学校及び民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

(2) 広域配宿の実施

会場地委員会が、近隣市町村の旅館・ホテル等を宿舎として利用する場合（以下「広域配宿」という。）は、以下により実施する。

① 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、受入市町村及び県委員会と協議するものとし、県委員会は、広域配宿を希望する会場地委員会と受入市町村間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地委員会において、県内の広域配宿を実施しても参加者の宿舎の確保が困難な場合は、県外の広域配宿も考慮し、県委員会と協議するものとする。

② 業務分担及び経費負担

広域配宿の実施に伴う参加者の輸送業務等は、広域配宿を実施する会場地委員会が行い、これに要する経費も負担する。

③ 広域配宿の留意点

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障がないよう十分に配慮する。

(3) 公共施設等の転用

会場地委員会は、宿泊可能な公共施設等（以下「転用施設」という。）を宿舎

として利用する場合は、以下により実施する。

① 転用施設の選定基準

会場地委員会は、次の各号に掲げる要件を備えた施設を転用施設として選定する。

- ア 水道設備が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- イ 入浴設備を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設が利用できること。
- ウ 食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等が利用できること。
- エ 衛生上良好な環境が整備されていること。
- オ 火災予防上良好な環境が整備されていること。
- カ 原則として、増改築または修繕を要しないこと。
- キ その他、宿泊に著しい支障がないこと。

② 転用施設利用の留意点

ア 会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

(ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。

(イ) 都道府県別チーム単位で一軒、もしくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティングの場の提供についても配慮する。

イ 転用施設の利用に当たっては、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策及び安全対策に努める。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

(2) 県実行委員会及び会場地市町村実行委員会を組織していない場合は、「県実行委員会」を「県準備委員会」に、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」と読み替える。